

防 災 業 務 計 画

2023年7月

太 陽 石 油 株 式 会 社

防災業務計画

目次

第1編 総則	1
第2編 業務計画	1
第1章 防災体制の確立	1
第2章 災害予防に関する事項	2
第3章 災害応急対策に関する事項	4
第4章 災害復旧に関する事項	6
別添1 災害対策組織	7
別添2 通報・連絡系統図	8
別添3 災害時石油供給連携計画（概要）	9

第1編 総則

(防災業務計画の目的)

第1条 この防災業務計画は「災害対策基本法」(昭和36年法律第223号)第39条第1項、「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」(平成14年法律第92号)第5条第1項の規定に基づき、石油の供給に係る災害予防、災害応急対策および災害復旧に係る業務の計画を定め、当社が行う災害対策の円滑かつ適切な遂行に資することを目的とする。

(防災業務計画の基本構想)

第2条 当社における災害を防止し、また発生した被害を早期に復旧するため、災害発生原因の除去と耐災環境の整備に常に努力を傾注する。このため、次の諸施策を重点に防災対策の推進を図る。

- 1 防災体制の確立
- 2 災害予防対策
- 3 災害応急対策
- 4 災害復旧対策

第2編 業務計画

第1章 防災体制の確立

(防災体制)

第3条 当社の非常事態に対処する災害対策組織(以下、「対策組織」という)を別添1の通り定める。

(対策組織の運営)

第4条 対策組織の運営は以下の通りとする。

- (1) 非常事態が発生した場合または発生するおそれがある場合、BCP等に基づき社長は本社に危機対策本部を設置し、事業所の長は、事業所に防災組織を設置する。
- (2) 災害の発生するおそれがなくなった場合、または災害復旧が進行して、平常組織によって処理し得ると認められた場合は、対策組織を解除する。

(社外機関との協調)

第5条 社外機関との協調は以下の通りとする。

(1) 政府等との協調

国の関係省庁、地方公共団体や防災関係機関等とは平常時から協調し、災害予防に努めるとともに、防災情報の提供、収集、災害応急対策、災害復旧等について相互連携が円滑に行われるよう努める。

(2) 他社等との協調

他の石油会社、販売先、物流事業者、協力会社および隣接企業等と協調し、災害時における対応が円滑に行われるよう努める。

第2章 災害予防に関する事項

(防災教育)

第6条 石油施設に係る防災意識の高揚を図り、災害の発生防止に努めるため、災害(大規模地震およびそれに伴い発生すると予想される地震動・津波を含む)に関する専門知識・関係法令・保安規程等について社員等関係者に対する教育を実施する。

(防災訓練)

第7条 災害対策を円滑に推進するため、定期的に(原則年1回以上)防災訓練を実施し、非常事態にこの計画が有効に機能することを確認する。また、国および地方公共団体等が実施する防災訓練には積極的に参加するよう努める。

(製油所の災害予防措置に関する事項)

第8条 製油所の災害予防措置に関する事項は以下の通りとする。

(1) 風水害対策・雪害対策・雷害対策

事業所において、過去に発生した災害および被害の状況等を踏まえ、必要に応じ、風水害・雪害・雷害に備えたテレワーク等の適切な外出抑制措置、防災設備の導入、既存設備の災害対応強化、被災時の対応体制の整備など予防および被害拡大防止のための施策を実施する。

(2) 火災、爆発対策

消防法、石油コンビナート等災害防止法、高圧ガス保安法等に基づき設備ごとに所要の対策を講ずる。

(3) 油濁対策

石油コンビナート等災害防止法、海洋汚染防止法等に基づいた予防策および被害拡大防止策を実施する。

(4) 地震対策（津波対策を含む）

- ア. 石油連盟の「巨大地震等に対する石油会社のBCPガイドライン」、「地域的な地震・津波等に対する石油会社のBCPガイドライン」を踏まえて構築・改訂等を行ったBCPに基づき対策を実施する。
- イ. 耐震性等に係る調査を実施し、諸法令にも基づき、施設、設備、機器の耐震性強化および地盤強化を実施する。
- ウ. 二次災害を防止する観点から、設備の緊急停止に必要な対策を実施する。
- エ. 政府から南海トラフ地震臨時情報や後発地震注意情報等が発出された際には、平時からの備えについて再確認することとする。
- オ. 大規模地震に伴う津波により避難が必要となる場合に備え、予め避難場所や避難経路等を掲示し、従業員に周知する。
- カ. 津波警報や津波に関する情報を踏まえた、設備の停止等の手順、工事中の設備等の安全確保上の措置についての方針、緊急点検および巡視が必要な個所・実施体制、避難後の事業所の連絡体制について、BCP等に基づき必要な事項を実施する。

(防災業務設備の整備)

第9条 災害の防止、被害の拡大防止および災害への対応を図るため、事業所の実態を踏まえて、災害に関する検知・通報設備、安全対策設備、防消火設備、通信連絡設備、非常用電源設備、流出油対策施設・設備、災害復旧用施設・設備等を整備するとともに、機能を維持するための整備・点検を実施する。また、コンピュータシステムについては、災害対応力の確保を図るとともに、重要データファイルのバックアップ等の整備を図る。

(災害対策用資機材等の確保および整備)

第10条 災害の防止、被害の拡大防止および災害への対応を図るため、事業所の実態を踏まえて、必要となる災害対策用資機材、工具、消耗品、食糧、医薬品等を確保するとともに、その数量を維持し、機能を維持するための整備・点検を実施する。

(石油事故の防止)

第11条 石油事故の防止は以下の通りとする。

(1) 製油所、油槽所、SS等の事故防止

設備等を常に法令に定める基準に適合するように保持し、更に事故の未然防止を図るため、定期的に巡視点検や調査等を行い、事故の防止を図るほか、事故原因の早期発見とその解消に努める。

(2) 一般消費者の事故防止

事故や火災を未然に防止するため、一般消費者等に対する次の事項等の啓発活動が促進されるよう努める。

- ア. 車両の給油時における火災発生防止や事故防止に係る注意事項
- イ. 暖房機器や給湯器に係る注意事項
- ウ. 石油製品の保管に関する注意事項
- エ. その他事故防止のため留意すべき事項

第3章 災害応急対策に関する事項

(通報、連絡)

第12条 通報、連絡の経路・体制は別添2の通りとする。

(災害時における情報の収集、連絡)

第13条 災害が発生した場合もしくは災害が生じるおそれがある場合（南海トラフ地震臨時情報¹⁾の発表時など）、対策組織の長は、一般情報、被災情報、従業員の安否、対策・復旧の状況、対外対応状況およびその他災害対策に必要な情報について、迅速、的確に把握し、速やかに社長に報告する。また、対策組織の長は、法令または防災計画の定めに基づき、災害時における情報収集・伝達、報告を行うとともに、関係機関との相互連携に努める。

(災害時における広報)

第14条 災害が発生した場合または発生するおそれがある場合は、石油製品供給への影響による社会不安の除去のため、関係施設の被害状況についての広報を行う。また、被災者の石油製品の取扱い等における事故等を防止するために必要な周知等を行う。

(対策要員の確保)

第15条 対策要員の確保は以下の通りとする。

- (1) 夜間、休日に災害が発生した場合に備え、予め対策要員を定める。
- (2) 夜間、休日に災害発生のおそれがある場合、各対策要員は、気象・地象情報その他の情報に留意し、出動指示に備える。

¹ 南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM_w（モーメントマグニチュード：震源断層の面積や滑り量などを反映し、大地震の規模を正しく評価できるマグニチュード）8.0以上の地震が発生した場合は発災後2週間、同震源域でM_w7.0以上M_w8.0未満の地震が発生した場合には発災後1週間、後発地震にも適切に対策を講じる。

- (3) 出動指示を受けた場合は、対策要員は速やかに出動する。
- (4) 交通途絶等により所属する対策組織に出動できない対策要員は、所属する組織の長に連絡の上、対応について指示を受ける。

(災害時における復旧用資機材の確保)

第 16 条 災害が発生した場合、対策組織の長は、予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資機材は、可及的速やかに確保するよう努める。

(災害時石油供給連携計画)

第 17 条 石油の備蓄の確保等に関する法律(以下、石油備蓄法)第 13 条第 1 項の特定石油精製業者等に指定された事業者として、石油備蓄法第 33 条第 1 項の「災害時石油供給連携計画」の実施の勧告が出された場合は、他の特定石油精製業者等と連携し、石油製品の被災地域への緊急輸送を行う。災害時石油供給連携計画のスキームについては別添 3 の通りとする。

(災害時における危険予防措置)

第 18 条 災害時においても石油製品の生産・輸送・販売等を継続することを原則とするものの、一定地域での危険防止が必要と考えられる時や、警察・消防機関等から要請があった場合等には、適切な危険予防措置を講ずる。

(災害時における応急工事)

第 19 条 災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連および情勢の緊急度を勘案して、二次災害および事故の防止と安全衛生に配慮しつつ、迅速、適切に実施する。

(石油の緊急輸送に関する事項)

第 20 条 石油の緊急輸送に関する事項は以下の通りとする。

- (1) 災害時の応急対策として石油の緊急輸送を行う。当社は、契約等に基づき、物流業者等へ、物流業者等が保有するタンクローリー、トラック等の車両を使用し、石油の緊急輸送を行うよう要請する。
- (2) 災害応急対策としての石油の緊急輸送や災害復旧等を実施する場合に備え、これに使用する計画のあるタンクローリー、トラック等の石油輸送車両その他の車両について、緊急交通路での通行が迅速かつ円滑に行われるようにするため、できるかぎり事前に、緊急通行車両であることを当該都道府県公安委員会に届け出ておくものとする。

第4章 災害復旧に関する事項

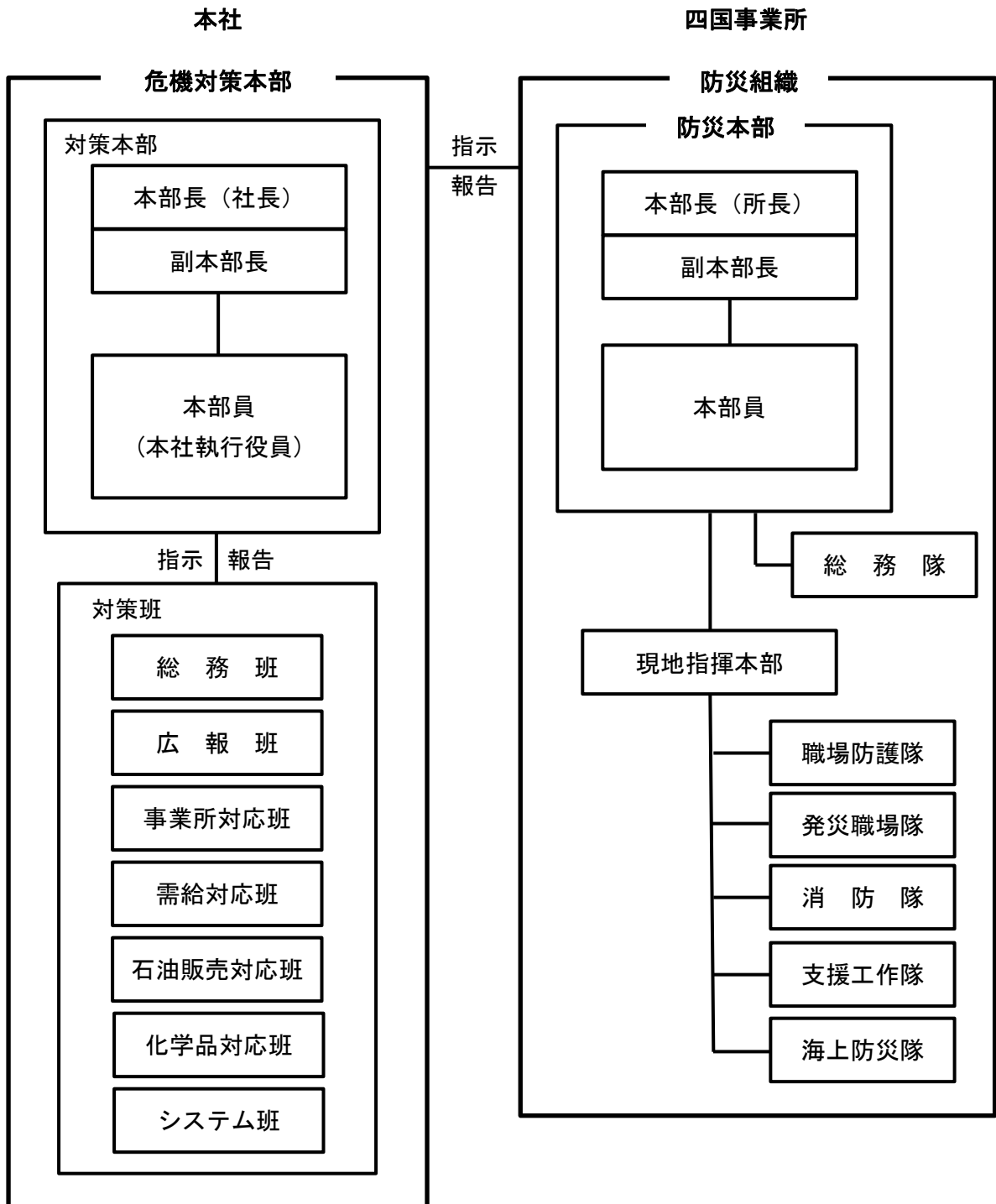
(復旧計画)

第21条 対策組織は設備ごとに被害状況を把握し、復旧計画をたて、計画を実行する。
対策組織の長は、その実行に当たり、対策組織に対し復旧対策について必要な指示を行う。

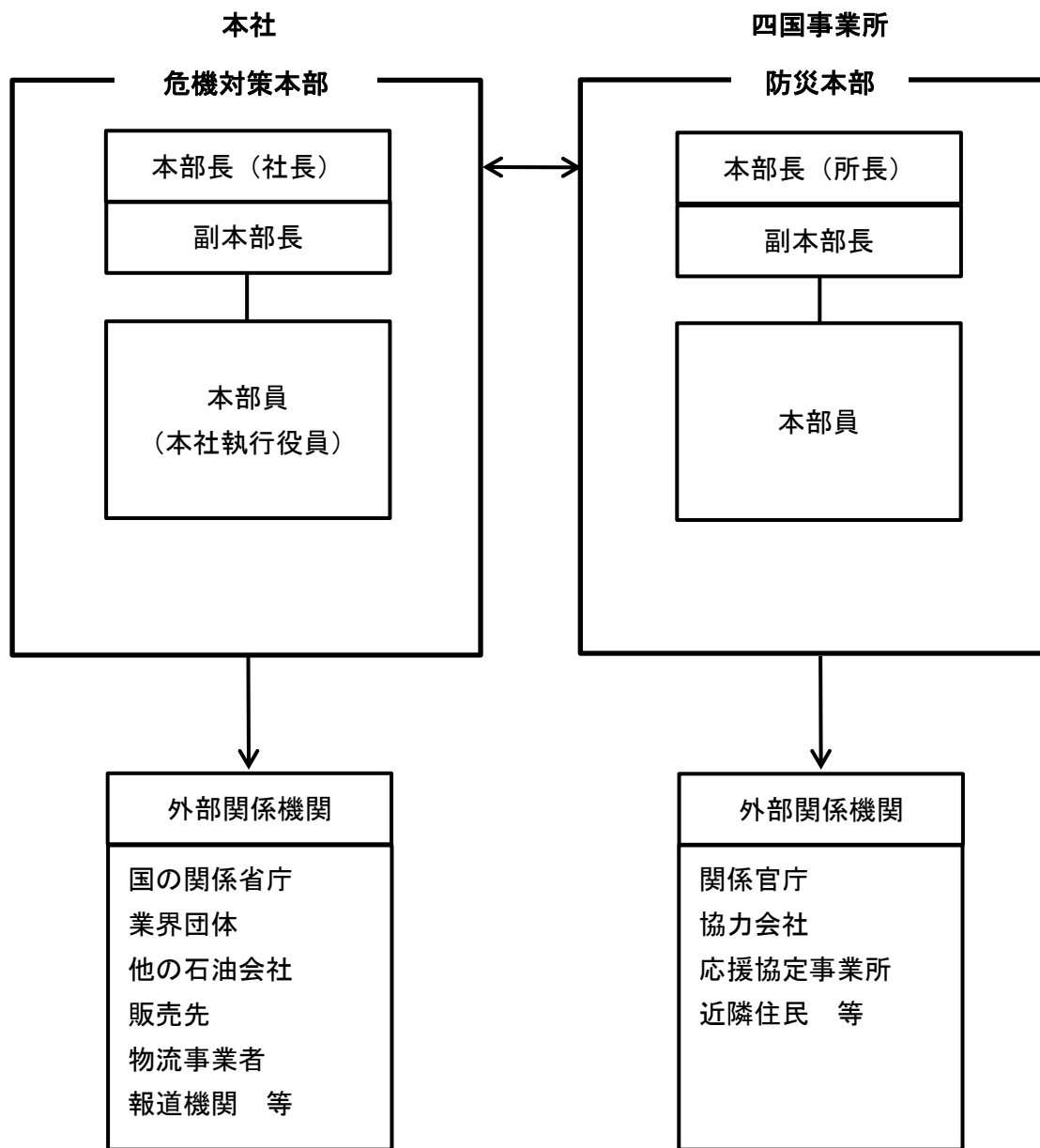
(復旧順位)

第22条 復旧計画の策定および実施に当たっては、災害状況、各設備の被害状況、各設備の被害復旧の難易を勘案して、供給上、復旧効果の最も大きいものから復旧を行う。

災害対策組織図



通報・連絡系統図



災害時石油供給連携計画（概要）

本計画は、大規模災害発生時に個別の石油会社の能力のみでは被災地等に十分に石油製品を供給することが困難と判断された場合に、石油会社が連携協力して石油製品供給を遂行するために必要な事項を定めたものである。

石油の備蓄の確保等に関する法律（以下、石油備蓄法）により全国10に区分された地域ごとに特定石油精製業者等に指定された各石油会社は、共同して災害時石油供給連携計画を策定し、経済産業大臣に届出することとされ、2013年1月18日に届出した。計画に変更の必要が認められた場合は、速やかにこれを変更し大臣に届出することとされている。

1. 災害時石油供給連携計画の発動

石油備蓄法第33条第1項に規定する経済産業大臣による災害時石油供給連携計画を実施すべきことの勧告がなされた際に、災害時石油供給連携計画（以下、計画）を発動する。

2. 災害時石油供給連携計画に係る活動

(1) 情報収集

前項の通り計画が発動されたときは、石油連盟は「情報収集室」を設置し、特定石油精製業者等は被災地その他の自社拠点等の被災状況や石油供給に係る各種情報を同室に提出する。

(2) 情報交換・分析・対応方針の検討（共同オペレーションルームの設置）

特定石油精製業者等は、「共同オペレーションルーム」を設置して適宜会合を開催し、各々1名派遣するとともに経済産業省に対してオブザーバーの派遣を要請する。

「共同オペレーションルーム」は、「情報収集室」が収集した情報を交換・分析して当該災害対応における基本方針、具体策を検討する。個々の特定石油精製業者等は自社が独自に定めた対応に加えてこの基本方針及び具体策に沿って行動する。

(3) 緊急的な石油製品供給要請への対応（緊急要請対応室の設置）

特定石油精製業者等及び石油連盟事務局は、石油連盟事務局内に「緊急要請対応室」を設置し、各々を1～数名程度派遣する。また必要に応じて経済産業省職員の派遣を要請する。同室は原則24時間運営するものとし、派遣

職員は原則 12 時間で交代する。

同室は、政府（資源エネルギー庁資源・燃料部）から寄せられた、被災地等に対する緊急的かつ非定常的な個別の石油製品の供給に係る要請の内容を分析し、各特定石油精製業者等の当該製品の在庫状況や物流の状況等も勘案して、当該供給に対応できる最適な事業者を選定して当該供給業務を割振り、必要に応じてこれを管理する。

(4) 出荷基地の共同利用（共同基地利用WGの設置）

計画が発動された地域内において計画を届け出た特定石油精製業者等は、これらのいずれかの製油所、油槽所等の出荷基地が被災により出荷機能が停止する等して被災地等への円滑な石油製品供給が困難となった場合に、共同オペレーションルームで共同利用することが必要かつ有効と認められた特定の出荷基地について、資源エネルギー庁の指示により特定石油精製業者等で共同利用する。

出荷基地を共同利用する場合には、共同利用する基地ごとに「共同基地利用WG」を設置し、特定石油精製業者等は予め指名した自社社員をWGに派遣する。各WGの座長は、原則として共同利用することとなった基地を所有する社の社員が務める。

共同基地利用WGにおいては、共同利用する際の安全かつ円滑・確実な基地利用のためのルールを策定・確認し、共同利用する社に周知する。

なお共同利用に際しては、原則として、共同利用する各社は共同利用する地区における製品ごとの平時の出荷比率（シェア）に従って当該基地を利用できることとする。

(5) 石油製品輸送に係る協力

個別の特定石油精製業者等において、自社のみでは十分に輸送手段を確保できない事態が発生した際に、これを共同オペレーションルームに申告し、共同オペレーションルームにおいて参加全社でその対応を協議する。

(6) 地方自治体との平時からの情報共有

(3)の緊急的な石油製品供給要請への対応を円滑に遂行するため、石油連盟は地方自治体（県レベル）との間で、防災上重要であって災害時に石油製品の緊急供給要請を発出する可能性が高い拠点・施設の石油関連設備等（石油タンク等）に係る情報を共有する。

本共有に当たっては両者の間で情報の取り扱い等に係る「覚書」を締結し、その規定に従って情報の陳腐化を防止するとともに、適切に情報保全対策

を実施する。

(7) 訓練

上記(1)から(5)に定めた事項について、経済産業省等必要な機関と連携し全国いずれかの地域での災害発生を想定して少なくとも年1回の訓練を実施する。

原則として設置する組織等についていずれも実際に参集し、果たすべき役割の訓練を実施することとし、また可能な限り緊急的な石油製品供給要請について実働訓練も実施する。

以上